

平成30年度 桐生市立中央中学校 部活動方針

平成30年7月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部13部（※卓球部の活動は、夏の総体まで）、文化部2部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長をおく。

【運動部】

男女共通部：軟式野球部、サッカー部、陸上部、卓球部

男子部：ソフトテニス部、バスケットボール部、バドミントン部、駅伝部（短期）

女子部：ソフトテニス部、バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、
駅伝部（短期）

【文化部】

男女共通：美術部、吹奏楽部

なお、中学校体育連盟主催大会でありながら、本校が部として開設していない競技に取り組んでいる生徒が中学校体育連盟主催大会に出場希望がある場合は、職員の対応が可能な範囲で出場を認める。ただし、この特設部は、個人種目限定の処置とする。

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

・週2日以上（平日に1日（月曜日）と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

・土・日曜日は休養日とする。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。
学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
完全下校時刻	18:45						18:15	17:45			18:15		

※顧問が不在の場合には、事前に練習メニューや練習に当たっての事前指導を十分に行うとともに、部活動の終了時刻を30分短縮する。

④朝練習

原則として行わない。

ただし、駅伝練習に関して朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7:30～8:10

3 経費

活動に当たる経費を生徒会費等から補助する。ただし、活動に必要な用具や衣類、材料の購入費は、個人負担になり、金額は選んだ競技種目などによって違いがある。

4 部活動への入部・転退部

希望入部制で、全員が必ず入部しなければならないということではない。

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①部活動オリエンテーションで説明を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出する。
- ⑥保護者印の押印された入部届を、部活動顧問に提出する。

○2・3年生の部活動へ継続入部を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①担任から継続入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に継続入部届を提出する。
- ④保護者印の押印された継続入部届を、部活動顧問に提出する。

(2) 転退部について

転退部を希望する生徒は、担任、学年主任、保護者、部活動顧問と相談した後、担任から転退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、担任に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のため、特別に必要とする場合は、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、部活動検討委員会を設置する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 その他

(1) 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理に努め、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 必要に応じて、附則を設ける。